2年金などの年金制度が改正されます!

国民年金の保険料は、平成7年 平成17年4月から平成18年3月 万3千580円です。 までの国民年金保険料は月額1

率によって変化します。) き上げられる予定となっています。 度から平成29年度まで毎年28円引 (引き上げ額は、今後の賃金上昇 若年者納付猶予制度が導入され

以下の場合は、 ぞれの前年の の方は、本人 月から20歳代 所得が一定額 と配偶者それ 平成77年4

なりませんでした。) 場合には、保険料免除の対象とは の世帯主(親など)と同居している 月々の保険料納付が猶予されます。 (これまでは、所得が一定額以上

年金・遺族基礎年金が受けられな 仮に、障害や死亡といった不慮の い場合がありますが、この若年者 が3分の2未満または直近1年間 料納付済期間 (免除期間等含む) 前々月までの加入期間のうち保険 に保険料の未納があると障害基礎 事態が生じたときに、その月の

平成16年度

2人世帯 (夫婦のみ) 4人世帯 (夫婦・子2人) 25万円 年収の目安 (H17年度の基準) 若年者納付猶予制度の対象となる の加算がかかります) 険料を納付することができます。 けるために、その後10年の間に保 期間は、未納の扱いとはなりませ 納付猶予制度の承認を受けている んので万が一の時にも安心です。 (2年以上経過後は保険料に一定 また、満額の老齢基礎年金をう 122 **万** 157 **万**円

ある世帯の場合。 4人世帯、2人世帯は、夫か妻 本人だけでなく、配偶者も基準 のどちらかのみに所得(収入)が に該当していることが必要です。

申請により

る前年の所得基準 単身世帯を中心に緩和されます。 ていた保険料免除の所得基準が、 多い単身世帯に厳しいものとなっ 単身世帯の方の保険料免除とな 和されます。 保険料免除の所得基準が一部緩 扶養者控除がないために若者に

35万円以下(全額免除 8万円+所得控除額の合計以下 (半額免除)

前のページへ

平成17年度 18万円+所得控除額の合計以下 57万円以下 (全額免除)

第3号被保険者の特例が実施さ (半額免除)

されない期間の全てを第3号被保 なりました。 険者として認めてもらえることに 出忘れによる受給資格期間とみな 平成7年4月から、過去の届け

の届け出は必要ありません。 となっている方については、特例 号の届け出があって3号未納期間 格期間に算入することができます。 べてを老後の年金のための受給資 なお、平成17年3月までに第3 これにより、届け出忘れ期間す

が送付されます。 する方へ社会保険庁からお知らせ 付済の期間への変更を行い、該当 のとみなして、自動的に保険料納 すでに特例の届け出があったも

ありません。 いて実施するため届け出の必要は 改定についても、社会保険庁にお 場合がありますが、この年金額の 受給中の方は年金額が増額となる また、該当する方であって年金

していたにもかかわらず、届け出 ただし、第3号被保険者に該当

出をしましょう

事務所に届け出の必要があります。

を把握しておきましょう。 ために、年金の加入記録 年金手帳があるか確認 年金を確実に受け取る

年金手帳が2冊ある人

しょう。 管していることも多いの は、事業主がまとめて保 ましょう。 会社員の場合 は1冊にまとめてもらい で、貸し出してもらいま

ましょう

べてもらいましょう。 す。社会保険事務所で調 金の加入記録がわかりま

やかに相談しましょう。 期間があるときは、すみ または転職などで不明な 届け出もれや未納期間、 第3号被保険者期間の

をしていないような方は社会保険 届け出には年金手帳と印鑑が必

年金の加入記録を確認しておき

ましょう

加入記録を問い合わせ

届け出もれや未納期間 基礎年金番号により年

があったら必ず相談を になったときは、 被保険者の種別が変更

| 届出の種類と方法 | | | |
|--|---|--|------------------|
| 届出が必要なとき | 加入の種別 | 手続きに必要なもの | 届出先 |
| 20歳になったとき (第2号被保険者である場合を除く) | 第1号被保険者 | | 市町村役場 |
| 20歳以上の方が会社等を退職し、第2号被保険 者でなくなったとき *独身又は配偶者の被扶養者になれない場合 *配偶者が第2号被保険者でない場合 | 第1号被保険者 | 年金手帳又は 基礎年金番号通知書 退職日の確認できるもの | 市町村役場 |
| *配偶者が第2号被保険者で、その被扶養配偶者となった場合 | | | |
| 配偶者が就職し、第2号被保険者の被扶養配偶 者になったとき | \$\$ 2 E \$\tau / B \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau | 年金手帳又は 基礎年金番号通知書 | 77/2 * 0 *L76 #L |
| 第2号被保険者である配偶者が同日に別の年金制度に加入したとき 厚生年金 共済組合 共済組合(国) 共済組合(地方)など | │ 第3号被保険者 | 配偶者の年金手帳 | 配偶者の勤務先 |
| 配偶者が退職し、第2号被保険者の被扶養配偶 者でなくなったとき | | 年金手帳又は 基礎年金番号通知書 退職日の確認できるもの | |
| 第3号被保険者の年収が130万円を超えるなど で被扶養配偶者でなくなったとき | 第1号被保険者 | 年金手帳又は 基礎年金番号通知書 被挟╋配偶者でなくなった 日の確認できるもの | 市町村役場 |